

令和6年度事業計画書

感染症対応や自然災害時の防疫消毒対応等は、突発的で事前想定が困難なケースが多く、近年ペストコントロール協会に求められる様々な事項が増加しており、当協会は、それら事業を内閣府に認可を受けたうえ公益事業として実施してきている。

令和元年からの新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、令和4年に全国的に流行した高病原性鳥インフルエンザへの対応など、行政機関からの要請により、各地のペストコントロール協会での防疫活動に尽力した。

しかしながら、新型コロナ感染症や高病原性鳥インフルエンザ対応においては、対応人員等が不足する状況などが危惧されたため、関係団体と緊密な連携により緊急時対応体制の向上等を推進してきた。

一方、令和6年4月1日付けで日本標準産業分類に「ペストコントロール業」が立項されることとなり、これは50年以上の長きに亘る関係者の努力と当業界の地道な努力が結実したものである。今後は、次のステップとして「日本標準職業分類」において「ペストコントロール従事者」の新設について厚労省及び総務省へ引き続き働きかけを継続する等、当業界の一層の地位の向上に力を入れていきたい。

更に、当協会では「感染症対策委員会」を新設し、デング熱やSFTS等ヒトへの各種感染症のみならず、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ、また、風水害や地震等発災時の災害廃棄物対応も含めた、ペストコントロール業界としての感染症防疫等の更なる対応を実施することが求められている。

この他令和5年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」いわゆる“外来生物法”が大きく改正された。近年対応が増えているヒアリ類は“要緊急対処特定外来生物”として政令で指定し、防除時だけでなくその前段階の生息調査についても民有地立入りが可能になる等、より強力な権限が行使可能になった。国も法改正を行うなど危機感を大きくし、我々ペストコントロール事業者も、最前線の実務者として我が国への侵入・定着を防ぐ社会的な使命をあらためて痛感する。これらは、長期間の対応が必要になる事案であり、ペストコントロール業界内でも従事者育成の更なる推進等が重要である。

感染症や外来生物に限らず、ペストコントロール＝有害生物の防除は、建築物衛生法や食品衛生法等、平常時からの備えが重要であり、例年行っている各種講習や、ペストコントロール技能師・ペストコントロール技術者等の資格制度、ペストコントロール優良事業所制度の運用等により、社会が求めるペストコントロール技術レベルの維持向上に努める。

最後に、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）に基づき、7項目のアナログ規制に関する見直しに向けた工程表が令和4年12月16日に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」として公表された。このうち、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、政省令等で建築物環境衛

生管理基準等の維持管理のために設けられている定期検査・点検等がデジタル技術による規制の見直し対象としてあげられ、「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理の在り方検討会」において種々問題に関して検討がされているところである。このために、建築物衛生法令に基づき制定された厚生労働大臣告示及び行政通達に関しても見直しが求められていることから、ペストコントロール業界におけるデジタル化への対応は近い将来に求められる。

以上を鑑みて、従前からの取り組みも適切に継続しつつ、公益性の高いペストコントロール事業の健全な発展により、わが国の環境衛生の保全と防疫活動を推進し、住みよい生活環境の保持増進に寄与貢献することを目的として、次に掲げる事業を実施する。

事業内容

1 組織活動の強化

(1) 会員組織の強化

連携会員である各地区協会と共に所属会員の増強、並びに協会組織の充実を図ると同時に、わが国唯一のペストコントロール業界中央団体として関係行政や関係機関との連携を密にする等、ペストコントロール業の社会的認知度の向上及び組織の強化を図るため積極的な活動を推進する。

(2) 次世代事業検討委員会

ペストコントロール業界の発展のため、現状の問題の改善や、将来に向けての改革・提案等を行っていく。必要があれば事案ごとの連携やワーキンググループを構成し、主としてWEB会議を活用し対応していく。

《未来のペストコントロールをつくる会の実施》

将来のペストコントロール業界を担う若手の育成等、以下の組織改革について意見収集等を行い、業界の発展等のための検討課題の抽出を目的とする。全国の会員を対象とし、東京にて、午後半日の集合形式により実施。付随して参加者の意見交換、懇親等を目的とした交流会を行う。

若手を中心とした未来会（ワーキンググループ）の招集及び継続。定期開催に向けての内容等の検討を行う。

<組織改革>

- ・意見収集と情報伝達
- ・全国組織としての有り方と統一性
- ・周知活動

(3) 地域活動の支援推進

公益活動を柱とした協会事業の円滑な実施を図るため、全国 8 つの地区本部を支援・指導し、地域におけるペストコントロール業の健全且つ、活発な事業展開を促進すると共に、各地域の行政機関との連携を密にするための直接・間接的なサポートを行うことをもって、市民の安心・安全を基本とした快適な生活環境の推進に寄与する。

また、人材不足が社会問題となっている現在、当協会ホームページにおいて各地域におけるペストコントロール事業者の採用情報等について一層の拡充に取り組む。

(4) 公益社団法人としての事業運営や組織等の整備

公益社団法人としての事業活動のPR及び市民から更なる理解を得るための公益的事業運営を推進する。

①：市民向けペストコントロール周知活動

公益的意味合いが強く、我が国の公衆衛生向上に繋がるペストコントロールについて、会員数が少ない、PRに注力できない地区協会は、周知活動を行うことが難しいと推察されることから、当協会が当該地区協会と協力して周知活動事業イベントを開催する。

また、ペストコントロール業界の存在や役割の周知活動を行う地区協会に協賛・支援する。

②：各地区本部への訪問・意見収集

当協会の業務執行理事等が各地区本部を直に訪問する事で、各地区協会が実施する種々の事業等、有益な意見を直接吸い上げると共に、当協会事業活動に関する意見交換を行い、地区協会との連携強化に努める。

③：関連団体等との連携

関係学会、試験研究機関及び関連団体等との交流を深めると共に、国際的にもFAOPMA、NPMA、PEST SUMMIT等、ペストコントロール関係団体との関係を密にし、グローバルな関連情報の収集を行い、機関誌等を通じてわが国のペストコントロール事業者に提供・紹介する。

特にFAOPMAにあっては日本選出の理事が会長を務めており、国際的なプレゼンスを高めるためにも、積極的な参加や情報発信を推進する。

(5) 都道府県協会長会議

連携会員が一堂に会する都道府県協会長会議を開催し、当協会と各地区協会との意思の疎通や、全国的な業界運営方針等に対する意見等についても幅広く共有・検討を図ると共に、それぞれの協会の事業運営に役立てる。

2 感染症対策

(1) 感染症対策委員会

自然災害発生時の感染症防疫対策ならびに新型コロナ、MERS、マダニ媒介性の SFTS、蚊媒介性のデング熱やジカウイルス感染症などの新興・再興感染症や動物由来感染症、さらには高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫など畜家畜伝染病への関心と適切な防疫対策の必要性の高まりをうけ、ペストコントロール＝有害生物防除の重要性はますます高まっている。

50年来、業務主体として継続されているねずみ・ハエ等害虫対応だけでなく、現代のペストコントロールにおいて感染症対策は大きなウエイトを占めるようになってきている。そこで従前まで技術委員会に包含していた感染症に係る分野について、令和5年度より「感染症対策委員会」を新設し、更に充実した体制が構築された。

折しも日本標準産業分類では「ペストコントロール業」が新規立項され、ペストコントロール業の中には従来の物品消毒業等も包含されたこと、内閣府感染症危機管理統括庁が設立されたことなどもあり、グローバル・ボーダーレス化が進み、今まで以上に感染症への対応が求められている社会環境の中で、ペストコントロール協会として感染症防疫に係る諸問題に対応する委員会として有事の際には協会内での主導的な役割を担う。また、委員会としての更なる体制整備・構築を並行して進める。

(2) 感染症対策講習会

地区協会の感染症予防衛生隊と所属会員、加えて感染症防疫に関係する行政担当者や一般市民等の幅広い受講希望者に対して、最新の知見等を提供する場としての感染症対策講習会を開催する。また、オンライン化をベースとし、各地区協会でも同講習会を活用できるような体制を構築する。

(3) 感染症対応マニュアルの改訂

令和5年度より継続して、平成16年（2004年）発行の感染症対応マニュアルや新型コロナウイルス感染症関連手引き等をベースにして、近年の感染症の発生状況の知見による厚労省の最新ガイドラインに準拠したペストコントロール業界の対応等の在り方を踏まえた PCO のための標準的感染症対応マニュアルとして整理のうえ、改訂版の発行を行う。

3 技術の指導活動

(1) ペストコントロール技術者養成

(一財)日本環境衛生センターとの共催による「ペストコントロール技術者養成講座（通信教育）」の第43期を実施する。

(2) **ペストコントロール技術者認証更新時講習**

認証更新を要する1級技術者を対象とする更新時講習をeラーニングで実施し、技術者の技術及び知識の向上を図る。

(3) **防除技術研修会**

厚生労働省による「建築物環境衛生維持管理要領」および「建築物における維持管理マニュアル」に示されたIPM（総合的有害生物管理）を業界団体として推進するため、ペストコントロール事業者、行政、ビル管理者のほか市民も対象に、IPMに基づく防除技術等をテーマとした研修会を開催する。

4 広報・情報活動

(1) **機関誌の発行**

広く有害生物等に関する内外の最新情報や会員活動について、全国的に好評を博している機関誌「ペストコントロール」を3カ月毎に年4回、各回4,500部発行し、会員をはじめ、国や各自治体の行政担当部署、保健所、家畜保健所、研究機関、マスコミ、その他関係機関等へ配布することでペストコントロール協会および業界の周知に努める。

(2) **JPCAニュースの掲載**

当協会の活動概要を、「JPCA ニュース」としてホームページに掲載することでペストコントロール協会員だけでなく、不特定多数に向けて広く活動内容を周知する。

(3) **外来生物・害獣対応情報収集**

ヒアリ類、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、アライグマ、ツマアカスズメバチ等のほか、近年ではキョン、アメリカザリガニ、アカミミガメ等も含む様々な外来生物や害獣に由来する問題が顕在化してきている。対応方法や関係法令等、従前のペストコントロールと異なる部分が多く、関係情報の収集に努める。

(4) **害虫相談所活動**

我が国の環境衛生の保全を推進する公益的活動の一環として、6月4日～7月4日までを「ねずみ衛生害虫駆除推進月間」（通称：ムシナシ月間）として、関係省庁の後援を得、6月4日を「ムシの日」として全国規模での害虫相談所等を開設し、市民との身近な接点として有害生物に関する悩み

を解決するための相談等に応じる。

また、各種イベントの開催・参加及びチラシ、ポスター等の配布、キャラクターの活用等により広報活動を推進し、組織をあげてペストコントロール協会の活動や重要性について理解を深めていただくよう努める。

(5) ホームページの拡充

当協会ホームページ等について、マスコミや市民に向けての重要な公益的情報発信の場として、「JPCA ニュース」の掲載、動画配信、eラーニングコンテンツ、SNS の充実等により一層充実した内容の構築につき全面的な改定も視野に入れながら推進する。

5 資格認証制度の推進及びPR活動

(1) ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所制度の推進

ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所の認証を会員内外に推進し、ペストコントロール業界全体のレベルアップを図ると共に、「防除管理施工証」、「優良事業所認証シール」等の普及も促進し、認証制度の活用と業界の社会的認知度向上を目指す。

(2) ペストコントロール技能師制度の推進

本制度は、当協会がペストコントロール従事者の資質向上を図り、従事者が本資格を取得することによって、自らの身分と技術の習得について社会に証明し、もってペストコントロール業界の社会的認知と地位の確立に資することを目的として、平成21年度より開始した。

開始から10年以上が経過し、公益法人として広くペストコントロール従事者の教育・育成に寄与すること等を踏まえて見直しが行われ、令和3年度より会員外の方も本資格を取得できるようオープン化した。

今年度は第16期として全国の2地区において新規認証講習会を開催すると共に、有効期限を迎える有資格者に対して、最新の技術や法的知識等について指導教育し、ペストコントロール技能師としてのレベルを維持することを目標に、第13期の更新教育を実施することで、ペストコントロール業界の健全な発展を図る。

(3) 資格認証制度のPR

ホームページを活用して、資格認証制度及び有資格者のPRを行い制度の周知を図ると共に、認証者の有益性向上に資する。

(4) 厚生労働団体等検定に係る検討

厚生労働省は、職業能力評価のうち社内検定制度を再編し、「団体等検定」を新設した。事業主団体などが実施する団体等検定については、受検者の制限が撤廃され、団体の会員企業に雇用されていなくても受検できるようになるため、公益事業として広く実施が可能となる。新設された本制度につき、当協会制度とのマッチング等を整理し、厚生労働大臣による認定制度の整備を目指す。

6 ペストコントロールフォーラムの支援と開催

当協会、全国環境衛生・廃棄物関係課長会及び（一財）日本環境衛生センターの共催並びに日本防疫殺虫剤協会、日本家庭用殺虫剤工業会及びねずみ駆除協議会の協賛により、ねずみ・衛生害虫に関する研究会を開催し、知識の向上を図ると共に、行政、研究者、PCO関係者がそれぞれ情報提供を行い、もって相互交流を図ることにより、環境衛生の向上に寄与する。

第57回ペストコントロールフォーラムを2月6日～7日に高知県高知市において開催する。

7 ペストロジー学会の支援と開催

衛生動物学の研究者、ペストコントロール技術者、技能師等の会員を有する日本ペストロジー学会の事務局として学会事務を担当・支援し、学術・技術的側面でのペストコントロールの発展に寄与する。

第40回ペストロジー学会大会は、12月3日～4日に群馬県高崎市において開催する。

8 建築物衛生法に基づく指定団体業務等

(1) 防除作業従事者研修会指導者講習会の開催等

円滑な従事者研修の実施、従事者の技術・技能の一層の向上を図るため、当協会と（公社）全国ビルメンテナンス協会にて組織する害虫防除業中央協議会において、指導者の育成を目的とした講習会を開催する。

また、建築物衛生法改正に向けて情報交換等の連携を図る。

(2) 防除作業従事者研修登録機関としての業務

厚生労働省の登録機関として未登録の地区協会地域を対象に防除作業従事者研修会を共催する。

また、新型コロナ等対応のため厚生労働省により許可されていた自宅学習については、令和4年度末で廃止となっているため、社会的なデジタル化推進の流れも受け、eラーニングでの実施を見据えて検討を継続する。

9 ペストコントロール業界の地位向上のための活動

(1) 業種の確立に向けた取り組み

日本標準産業分類に「ペストコントロール業」の項目が立項され、令和6年4月より施行される。今後は日本標準職業分類においても「ペストコントロール業」の立項を働きかける。

(2) 制限付き防疫用薬剤の検討

「制限付き防疫用薬剤検討会」において、ねずみ駆除協議会、日本防疫殺虫剤協会と連携し資格者のみ使用できる制限付き防疫用薬剤の実現を目指して法改正を働きかける。

10 国際活動

(1) FAOPMA会員としての活動

アジア・オセアニア・ペストマネージャー協会連合（FAOPMA）の一員として積極的に活動する。

2024年FAOPMA-Pest Summit大会は、8月8日～10日、インドのムンバイにおいて開催される予定である。現在、日本選出の理事がFAOPMA会長を務めており、積極的な大会への参加や発表の推進等を行い、情報収集や各国ペストコントロール協会関係者と友好を深め、国際的視野のもとで活動を展開するための一助とする。また、同大会へ参加する国際研修等を企画・実施する。

(2) NPMAを通じての国際交流の推進

10月22日～25日開催のデンバー大会のプログラム等を翻訳して会員等に情報提供する。

(3) 国際情報の収集・提供

有用と考えられる海外書籍等を翻訳して、広くペストコントロールに関する情報を会員等に提供する。また、FAOPMA-Pest SummitやNPMA大会等で「ムシの日」イベントや感染症対策等の活動の情報を発信する。

11 労働安全衛生対策の推進

労働安全衛生対策の一層の充実を図るため、ペストコントロール業における労働災害の防止、適正な労働環境の維持向上に努める。

1 2 P C O賠償責任保険への加入促進

所属会員のペストコントロール業務に対する賠償責任保険の加入促進を図り、併せて当協会が斡旋するP C O団体責任保険及び従事者に対する傷害保険への加入促進を図る。

1 3 災害時等における大規模・広域的な有害生物の防除及び防疫対策

近年の大規模地震や風水害等、自然災害の発生に起因して、災害廃棄物や避難所等被災地でのペストコントロールの実施や相談対応が求められる機会が多くなっている。平成29年に特定外来生物であるヒアリ類が我が国で初確認されたことを受け、当協会では全国の港湾や空港の一部で以降毎年度ヒアリ調査等を実施している。また、平成30年度から引き続き豚熱発生地での車両消毒を実施するとともに、近年では全国的な鳥インフルエンザ発生時車両消毒や鶏舎の媒介動物（ネズミ等）対応、また、新型コロナウイルスに関連する施設の防疫（消毒）対応を、民間での担い手として迅速かつ広域で大々的に実施している。

このような大規模・広域的なペストコントロール（有害生物対策）が必要となる事態が今後も想定される中、ペストコントロール業界における唯一の公益全国団体である当協会の目的を達成するため、有事の際速やかに対応できる体制の維持推進および教育訓練等を継続実施する。

1 4 ロビイングの推進

ペストコントロール業が日本標準産業分類に新設された。今後の日本標準職業分類への取り組み推進だけでなく、ペストコントロール業としての公的な位置づけを更に確固たるものとするほか、一定の産業として確立した当業界が更なる発展を目指すにあたってはロビイングが不可欠であり、ペストコントロール業界としての政治連盟・議員連盟等に係る検討を進める。

1 5 その他

- (1) ペストコントロール事業に関する各種公益事業団体に対する事業協力
- (2) 厚生労働省、環境省、農林水産省及び国土交通省等の省庁他、公的機関からの業界窓口としての協力事業
- (3) 当協会の定款に定める目的を達するために必要な事業